



根拠省令の改正に伴い、介護予防支援事業の運営に係る基準の改正を行うもの。

## 1 改正の根拠

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

## 2 改正内容

1	新規	高齢者虐待防止の推進	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施と共に、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づける。（令和6年3月31日までの経過措置期間を設ける）
2	新規	ハラスメント対策の強化	適切なハラスメント対策を強化する観点から、職場内における性的な言動等において担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、必要な措置を講じる。
3	新規	業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づける。（令和6年3月31日までの経過措置期間を設ける）
4	新規	感染症対策の強化	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を義務づける。（令和6年3月31日までの経過措置期間を設ける）
5	新規	運営規程等の掲示に係る見直し	利用者の利便性向上や業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする。
6	新規	会議や多職種連携におけるICTの活用	運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、ガイドライン等を参考にした上でテレビ電話等を活用しての実施を認める。
7	新規	記録の保存等に係る見直し	業務負担軽減の観点から、諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。
8	新規	利用者への説明・同意等に係る見直し	業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意のうち、書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする規定を追加する。

## 3 対象事業者

地域包括支援センター 5か所

※介護予防支援事業は、市町村又は地域包括支援センターのみが実施できる。

## 4 スケジュール

2月16日 市議会全員協議会

2月27日 庁議

3月末 制定、施行